

最後に、午前中のお話の中でやはり少し落ちていたなと思いましたがジェンダーの問題です。フェミニズムの方から「貧困の女性化」が指摘されています。実際、国レベルで比べていくとなかなか見えてこないのですが、そこにジェンダーの視点をいれると各国とも、特に先進国、途上国を問わずなのだそうです。貧困層のかなりのパーセンテージを女性が占めていると。この数字をどう是正していったらいいのか。あるいは高齢者の

ケアの介護者に女性がかかり動員されているという現実から、福祉国家の倫理的な基礎をジェンダーの視点から考え直す必要があるのではないかと思います。最後に、日本では、専門を異にする者同士が共通の土俵で議論しあう場がやはりまだまだ少ないと思います。今日のセミナーを一回限りのお祭りに終わらせないで福祉国家の倫理的な基礎を話し合う場が維持されるよう強く願っています。

【コメント 3】

国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第2室長 後藤 玲子

アメリカでウェルフェア、福祉というと貧困線以下の低所得者への生活保障を意味し、一般の人々を広く対象とする年金などの社会保障とは区別されて受けとめられています。ところが、大統領選挙のたびに、今までの福祉は終わりにしようというスローガンが掲げられ、福祉改革が一般の人々の間でも活発に議論されてきました。その理由を考えることから話しを始めたいと思います。

先ほど、セン教授から指摘があったように、社会保障や福祉の問題というのは社会的価値に関する問題と非常に深く密接に関わっています。例えば、社会に対して貢献をしない人への所得移転を強制する根拠は何だろうか、福祉への依存的な傾向が世代間で継承されてしまうことを防げるだろうか、福祉は家族の機能をより崩壊させてしまうおそれはないのだろうか、といった社会的価値に直接関連する問題が福祉に関連して議論されています。今回のセミナーが福祉国家の経済と倫理というタイトルであるのは、単なる財政的な問題ではなく、その背後にあるこのような価値判断の葛藤の問題を捉えたいという意図があったからです。

鈴木先生のご報告で最も興味深かった点は、このような価値判断の対立の問題を具体的な社会システムと結び付けて論じて下さった点です。自由、責任、社会的弱者へのセーフティー・ネット、ル

ールの公正さなどの社会的価値を各々、最も実現しうる特性をもった諸システムと結び付けたいという観点から、問題を論じようとしているところです。さらに、鈴木先生のご研究で非常に独創的な点は、システムの特性を理解する際に、従来経済学では帰結・結果として社会的厚生がどれだけ高まったか、所得の不平等度がどれだけ是正されたか、という観点のみが提出されてきたのに対して、人間のウェルビーイング、よき生としての福祉にとって大切なものは何であり、それらを実現するためにはどのような手続きを踏んだらよいか、という観点をあらたに提出されているところにあると思います。

例えば、競争システムは、自分自身の立てた目標を、自分自身の置かれた経済的・個人的環境の制約条件を見据えて、これが本当に私の実現したいことなのだろうかとか吟味しながら努力するという個人の自律的な営みを支える特性をもっています。ところが、個々人によってなされた自律的決定は、社会全体から見ると効率性の損失をもたらす場合があることを考慮するならば、個々人の自律的決定権の許される範囲はどこまでなのか、はたしてある種の権利は社会的損失との引き換えに守るべき価値をもっているのか、という問いを考

察する必要がでてきます。また、調整政策サブ・システムは本来、市場競争の失敗を補う役割をもつけれども、政府権力との密着・腐敗という問題を引き起こしやすい。それは何故かと考えると、市場の失敗を克服するという帰結的目標を実現する一方で、個人々が自律的な意思決定の努力を怠ってしまうようなシステム上の問題が潜んでいるのではないかという疑問が提出されます。

社会保障システムに関してはウェルフェア・フロードとウェルフェア・スティグマという言葉が出されました。ウェルフェア・フロードとは、個人の主体的行為の帰結を社会の責任として保障することによって、個人が自分の個人的な責任を全うする意思を失ってしまうおそれがあるという問題をさします。それとちょうど裏返しの格好にあるのですが、社会の保障を受けるということが本人の責任を放棄した証拠だというようにみなされるとき、自尊の念を喪失するような社会的レッテルが貼られ、本人もそれを感じてしまいます。それらの問題を解消するためには、一体どういう視点から社会保障システムを眺めなければならないだろうかという問題が提起されます。

この問題に関連して興味深いのは、先ほど橘木先生が平等と競争に対する人々の価値判断のアンケートを示してくれましたが、鈴村先生のお話の中では平等を目標とするという見解が出されなかったという点です。このような目標はセンのなかにも出てきませんでした。むしろ、センが平等という言葉を使ったのは、自由の平等という文脈です。結果に関する格差をなくすという意味での平等に関しては、センも鈴村先生も社会保障の目標としては出していません。この点が非常に面白いと思いました。おそらく社会保障の目標は、人々の羨望という感情、嫉妬という感情、格差に対する反感といったものをベースとして、それらをなくすために平等を達成することではないと思われます。鈴村先生が強調されていたのは、個人々が自分の目標を自分で立てて自分の制約条件の中で目標を吟味しながら、自分の力でその目標を達成しようと努力をしていくそのプロセスにおいて、機会がどれだけ保障されるかという問題、さらに

は、本人が自分の力で自分の目標を達成しようとする際に、本人の責任が及ばない様々な偶然的事象、生まれつきの偶然性や生きていく過程で起こってくる危険や災害などによってもたらされる影響を社会的にどう是正していくかという問題です。個人々が多様な目標を追求していく上で最小限共通に必要なとされるものがあるとしたら、それらを保障することこそが社会保障システムの特長、目標として考えられています。それはおそらくアマルティア・センにも通じる観点でしょう。

問題は最小限共通に保障しなければならないものとは何かですが、その内容を特定化するためには、所得という指標に視点を留めるのではなく、所得を利用して何を達成することができるかまで目を向けなければならないという指摘がセン教授、鈴村教授、サンドモ教授から共通して出されました。スタンダード・オブ・リビング、生活水準という言葉はサンドモ教授は使われていましたが、それは所得だけでは捉えられない人々の状態・アドバンテージを捉えようとする言葉であると思います。ある社会の人々に共通に保障すべき生活水準は何かと考える際には、単に私的に配分され所有されている所得だけではなくて、環境、安全、保健、教育、あるいはパーソナルな家族機能など、ひとのおかれている状態を総合的に判断しなければならないということです。そのような視点はセンの機能・潜在能力という概念と共通します。そして、相対的な格差が有るからそれを是正するのではなくて、各々の絶対的な状態が何かしら人間にとって不足しているというときに社会的移転が正当化されるという話であったと思います。

以上のような内容を踏まえた上で鈴村先生にお聞きしたい点は次のようなことです。個人の客観的状态の問題と価値判断とを区別したうえで、価値判断に関しては個人のいろいろな価値観の違い、多様性というのを大事にしなければならないというお話がセン教授にありました。はたして、どのような内容や水準の最小共通水準を福祉として保障すべきかという問題はまさに価値判断の問題ですが、この問題に関する人々の判断をどのように社会的に集約して一つの政策に結び付けていった

らよいのでしょうか。これは個々人の多様性を尊重する限り非常に大事で難しい問題になってくると思うのですが、社会的選択理論をずっとご専門とされてきた鈴木先生に、アローの不可能性定理を超えて、人々の多様な価値判断を集約していく方法があるのかどうかをお話いただければと思います。さらに、福祉国家の各システムと各社会価値とを対応させつつ問題を捉えようという鈴木先生の議論の枠組みからするならば、福祉として

何が大事かという問題は、実は、個人の自律的活動をシンメトリーに保障するメインシステム、ならびにそれを補完する競争政策システム、調整政策システム、社会保障システム等のシステム間のバランスをどう付けたらいいかという問題になると思いますが、これに関する個々人の価値判断を一体どのように社会的に集計したらよいのでしょうか。

回答と討論

【コメントへの回答】

アグナー・サンドモ：確かに、政府が政策を施行する中で民間の貯蓄、保険市場の完全性を目指すとすれば当然ながら、個人内の再配分という議論の余地は少なくなるであります。鈴木先生が想定されておられる仮説というのは福祉国家の一つの柱は競争の促進であるという点だと思えます。競争をより効率的に促すことができれば、また、資本や保険市場においても競争がより効率的に働くならば、これも福祉国家の政策の一種とみなすこともできるでしょう。

次に民営化について。競争原理の導入また分権化を行うということによりまして、マーケティングコストが高まります。民間の保険会社にとってのコストがかさむわけでありまして。もし保険が国民皆保険ということならば、保険会社は互いにシェアを奪い、そして一定の市場を対象にしてシェアの奪い合いをしているならば社会的な便益はそれほど感じられないはずで。他方、民間の保険会社が公的な機関よりもよりポートフォリオの資金運用の技術において長けているということは事実であろうと思えます。ただし、政府の運営するファンドの場合に年金受給者の長期的な利益ではなくて特定の利益団体の短期的な利益に国家の資金を引き入れようとする影響を受けるでありま

しょう。例えばペトロリウム・ファンドと呼ばれるものがあります。ノルウェイの政府はここ数年財政黒字がかなり積み上がってきました。これは北海原油の生産の税の徴収によるものであります。他方で、人口統計学的な危機が社会保障に影響を及ぼすのは確実です。そこで原油ファンドなるものを作りました。そのファンドの一つの運用の規定というのは国内株、あるいは国内の有価証券つまり株債権の運用はできない、あくまで外国株や債権に投資をするということでありまして。どうしてこういう規定を設けたのかと言いますと、国内の特定の利害に扇動されないようにするということでありまして。必ずしも年金受給者の利益にならないような国内の有価証券に投資しないように予め手を打ってあるわけです。これは民営化の一つの代替物になるのではないのでしょうか。

第三に、競争あるいは効率性に関する意識調査について。競争というのは資源の配分のシステムであり、そして平等性というのは基本的な価値観でありましてその2つを混同してはならないと思えます。ドイツそしてフランス、スウェーデン、そしてアメリカとイギリスのアングロ・サクソン系がより競争を好むということが数字から出てきたわけでありまして。その理由の一部は、アメリカ